

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保育課

「緊急事態宣言」の解除に伴う保育施設等の利用について（事前連絡）

現時点においては不明点もありますが、緊急事態宣言が解除された場合を想定して、以下のとおり、ご準備をお願いいたします。

1 緊急事態宣言が解除された場合には、「休園」を終了しますが、引き続き「家庭での保育を要請する」対応とします。経済活動の再開に伴い登園児童の増加が予想されることから、引き続き感染拡大防止のため、勤務先と調整等を行い、登園児童が集中しないよう、引き続きご家庭での保育や登園時間をずらす、保育時間の短縮などについて可能な限り取り組んでいただきますようお願いいたします。

このため、5月分に続き6月分の保育料も日割り対応を行います。また、登園再開に当たっては、施設と十分に連絡を取り合ってください。

2 産休・育休明けの復職を条件に入所された児童の保護者の方については、復職期限を令和2年10月1日までとしております。

宣言解除後は、育児休業明け等の「慣れ保育」が集中する可能性もあることから、集中する登園時間を避ける、登園日を6月以降に先送りするなど、登園日を保育施設とご相談のうえ、復職の延期についてご協力をお願いいたします。

3 感染拡大の防止の観点から、必ず検温のうえ登園をお願いします。発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園しないでください。お子さんだけでなく保護者ご自身の健康状態の管理も必ず行ってください。

※国や東京都の緊急事態宣言に関する発表がありましたら、その内容を踏まえ、改めて必要な通知などをお送りいたします。

※今後、保育施設をご利用する方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。